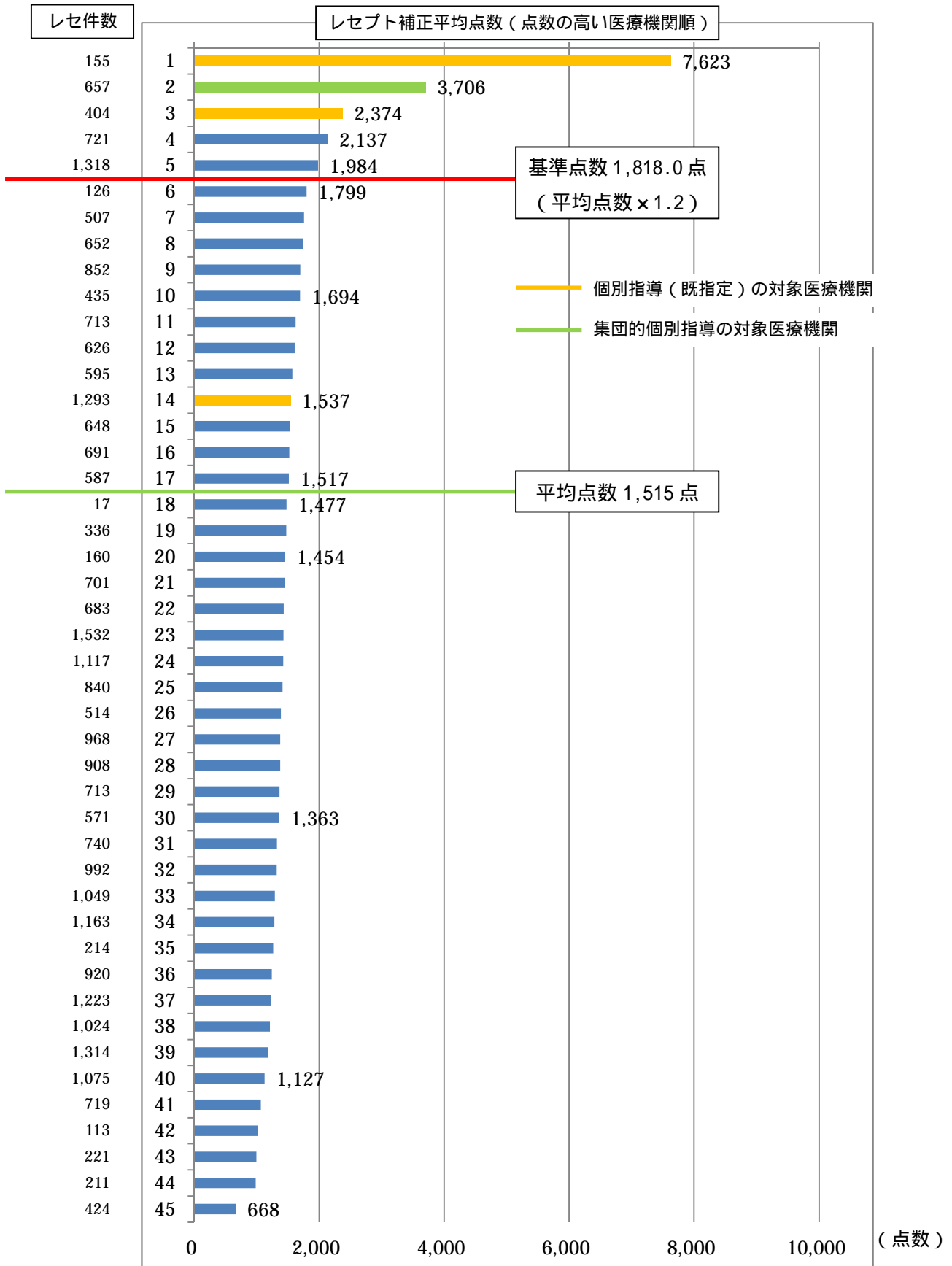


**医科診療所：外科【全45件】**

診療所数	平均点数	基準点数	調整点数 (院内処方 - 院外処方)	基準点数超の件数	集団的個別選定数	個別指導選定数
45	1,515点	1,818.0点	不明(参考:2014年度274点)	5	1	3

集団的個別指導の対象となる条件は、

基準点数を超えている、かつ、各類型区分の概ね上位8%（45件×8%＝3件）の範囲に位置する医療機関。ただし、前年度・前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた場合は対象外。



2018年度の集团的個別指導の選定におけるレセプト1件あたりの平均点数(2017年度データから)

外科 45件 (- 2件:昨年度比)

平均点数 1,515.0点 (+ 51点:昨年度比)

基準点数 1,818.0点 平均点数 × 1.2

集個	集团的個別指導の対象
高点数	高点数による個別指導の対象
再指導	再指導による個別指導の対象
情報提供	情報提供による個別指導の対象

平均点数 順位	補正平均点数 (一般+後期高齢者)	レセプト件数 (一般+後期高齢者)	今年度 の選定
1	7,623	155	高点数
2	3,706	657	集個
3	2,374	404	再指導
4	2,137	721	
5	1,984	1,318	
6	1,799	126	
7	1,759	507	
8	1,745	652	
9	1,699	852	
10	1,694	435	
11	1,626	713	
12	1,609	626	
13	1,573	595	
14	1,537	1,293	情報提供
15	1,530	648	
16	1,525	691	
17	1,517	587	
18	1,477	17	
19	1,476	336	
20	1,454	160	
21	1,447	701	
22	1,432	683	
23	1,431	1,532	
24	1,426	1,117	
25	1,416	840	
26	1,389	514	
27	1,379	968	
28	1,377	908	
29	1,367	713	
30	1,363	571	
31	1,326	740	
32	1,320	992	
33	1,292	1,049	
34	1,284	1,163	
35	1,264	214	
36	1,242	920	
37	1,232	1,223	
38	1,213	1,024	
39	1,188	1,314	
40	1,127	1,075	
41	1,067	719	
42	1,019	113	
43	998	221	
44	987	211	
45	668	424	

## 1 . グラフ・表の見方と活用方法

平均点数・レセプト件数のグラフ・表は、東海北陸厚生局への情報開示請求で入手した「個別指導」「集団的個別指導」の選定に関わる資料を整理し、類型区分ごとに平均点数が高い医療機関から順に並べ直したものです。

各医療機関では、自院の平均点数と平均レセプト件数を算出し、該当する類型区分のグラフ・表と照らし合わせれば、おおよその位置（順位）を知ることができます。

厚生局からの開示資料は、県内すべての医療機関について、レセプト1件あたりの補正平均点数（注）と1月あたりの平均レセプト件数が類型区分ごとにまとめられていますが、医療機関名は不開示（黒塗り）とされています。

協会は、その資料を基に補正平均点数が高い医療機関から順に並べ直してグラフ化するとともに「平均点数」と集団的個別指導の選定基準とされている「基準点数（平均点数×1.2倍（病院は1.1倍）」のラインを入れています。

### （注）補正平均点数

院内処方と院外処方の医療機関では「薬剤料」分の点数差が生じることから、その差額分（調整点数）を院外処方の場合の平均点数に加算した点数。病院と歯科及び院内処方の医科診療所は調整点数の加算がないため、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」となります。

### < 「調整点数」は不明 >

院外処方の場合の平均点数に加算する「調整点数」は類型区分ごとに異なります。しかし、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は現在明らかにされていません。

参考として、2014年度データの調整点数を掲載しています。調整点数を当てはめた補正平均点数の算出方法は「各医療機関の順位算出のための計算式」を参照ください

### < 医療機関の平均点数、厚生局に照会すれば個別に回答 >

2017年6月の厚生労働省事務連絡により、医療機関が厚生局に対し自院の平均点数について電話などで照会した場合、厚生局は当該医療機関の開設者または管理者であることを確認した上で回答して差し支えないこととされました。

「調整点数」の関係で、厚生局資料における自院の補正平均点数が不明な場合は、厚生局に照会することで知ることができます。

## 2. 各医療機関の順位算出のための計算式

自院の順位を把握するために必要な「補正平均点数」と「レセプト件数」を算出する方法を例示します。

貴医療機関の「平均点数」と「レセプト件数」の2つのデータを基に類型区分別のグラフと表を見比べて、おおよそのあたりをつけてください。

### [ 1 ] 病院の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院レセプト」

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

入院レセプトを使用するため「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

### [ 2 ] 診療所(院内処方)の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

院内処方の場合は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

### [ 3 ] 歯科の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院外レセプト」

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

歯科は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

[ 4 ] 診療所（院外処方）の場合

$$\boxed{\text{補正平均点数 (1件あたり)}} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} + \boxed{\text{調整点数 (下表から当てはめ)}} = \boxed{\phantom{000}} \text{点}$$

$$\boxed{\text{レセプト件数(月)}} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \boxed{\phantom{000}} \text{件}$$

調整点数（参考：2014年度データのもの（以降は明らかにされていません））

類型区分	調整点数
内科（透析除く）	442 点
内科（在宅療養支援診療所）	447 点
内科（透析あり）	225 点
精神・神経科	789 点
小児科	8 点
外科	274 点
整形外科	684 点
皮膚科	142 点
泌尿器科	375 点
産婦人科	15 点
眼科	134 点
耳鼻咽喉科	196 点

順位

おおよそ

位

使用するレセプト：「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用

平均点数の算出方法：前年度1年（12カ月）分の「総点数（年）」を「総件数（年）」で除し、調整点数を加算する

レセプト件数（月）の算出方法：前年度1年（12カ月）分の「総件数（年）」を「12」で除す

今年度の開示資料では、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は明らかにされていません。このため、参考として昨年度明らかになった調整点数を紹介しています。

2014年度データまでは「一般レセプト」と「後期高齢者レセプト」それぞれに「調整点数」が示されていたため、別々に計算して「補正平均点数」を算出していましたが、現在は、一般レセプトと後期高齢者レセプトを区別することなく計算する式を例示しています。

< 集团的個別指導の選定基準とされる類型区分ごとの「基準点数」について >

集团的個別指導は、各医療機関の補正平均点数が「自院が属する類型区分の平均点数の1.2倍（病院は1.1倍）」を超えた場合に選定の対象とされます。各類型区分の平均点数の1.2倍（病院は1.1倍）の値を「基準点数」と呼び、自院の補正平均点数が基準点数以下であれば集团的個別指導に選定されることはありません。

集团的個別指導の実施件数は、各類型区分の概ね上位8%にあたる医療機関を選定することとされており、補正平均点数が基準点数を超えた医療機関のうちから補正平均点数が高い順に8%の件数の枠内で選定されます。なお、前年度、前々年度に集团的個別指導または個別指導を受けた医療機関は集团的個別指導の選定対象から除外される取扱いになっていることから、区分によっては8%の数に満たない場合があります。